

## 駐車禁止規制の適用除外申請について

受付窓口	① 岐阜県警察本部 交通規制課 住所 岐阜市藪田南 2-1-1 TEL 058-271-2424(5186) ※毎週月曜日～金曜日（祝日除く）  ② 岐阜県下各警察署 交通課窓口（申請者の住所地を管轄する警察署） ※毎週月曜日～金曜日（祝日除く）  ③ (一財)岐阜県身体障害者福祉協会 TEL 058-201-1543 住所 岐阜市下奈良 2-1-1 ※毎週月曜日～金曜日（祝日除く）																															
申請に必要な書類	1 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳 2 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の写し(提出用) 3 手帳の住所が他県の場合、県内居住を証明する文書等																															
交付対象者 (身体障害者)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>視覚障害</td><td>1 級から 4 級までの各級</td></tr> <tr><td>聴覚障害</td><td>2 級及び 3 級</td></tr> <tr><td>平衡機能障害</td><td>3 級</td></tr> <tr><td>上肢不自由</td><td>1 級、2 級の 1 及び 2 級の 2</td></tr> <tr><td>下肢不自由</td><td>1 級から 4 級までの各級</td></tr> <tr><td>体幹不自由</td><td>1 級から 4 級までの各級</td></tr> <tr><td>乳幼児以前の非進行性の脳病変による移動機能障害</td><td>1 級から 4 級までの各級</td></tr> <tr><td>乳幼児以前の非進行性の脳病変による上肢機能障害</td><td>1 級及び 2 級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）</td></tr> <tr><td>心臓機能障害</td><td>1 級及び 3 級</td></tr> <tr><td>じん臓機能障害</td><td>1 級及び 3 級</td></tr> <tr><td>呼吸器機能障害</td><td>1 級及び 3 級</td></tr> <tr><td>ぼうこう又は直腸の機能障害</td><td>1 級及び 3 級</td></tr> <tr><td>小腸機能障害</td><td>1 級及び 3 級</td></tr> <tr><td>ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害</td><td>1 級から 3 級までの各級</td></tr> <tr><td>肝臓機能障害</td><td>1 級から 3 級までの各級</td></tr> </table>		視覚障害	1 級から 4 級までの各級	聴覚障害	2 級及び 3 級	平衡機能障害	3 級	上肢不自由	1 級、2 級の 1 及び 2 級の 2	下肢不自由	1 級から 4 級までの各級	体幹不自由	1 級から 4 級までの各級	乳幼児以前の非進行性の脳病変による移動機能障害	1 級から 4 級までの各級	乳幼児以前の非進行性の脳病変による上肢機能障害	1 級及び 2 級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）	心臓機能障害	1 級及び 3 級	じん臓機能障害	1 級及び 3 級	呼吸器機能障害	1 級及び 3 級	ぼうこう又は直腸の機能障害	1 級及び 3 級	小腸機能障害	1 級及び 3 級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1 級から 3 級までの各級	肝臓機能障害	1 級から 3 級までの各級
視覚障害	1 級から 4 級までの各級																															
聴覚障害	2 級及び 3 級																															
平衡機能障害	3 級																															
上肢不自由	1 級、2 級の 1 及び 2 級の 2																															
下肢不自由	1 級から 4 級までの各級																															
体幹不自由	1 級から 4 級までの各級																															
乳幼児以前の非進行性の脳病変による移動機能障害	1 級から 4 級までの各級																															
乳幼児以前の非進行性の脳病変による上肢機能障害	1 級及び 2 級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）																															
心臓機能障害	1 級及び 3 級																															
じん臓機能障害	1 級及び 3 級																															
呼吸器機能障害	1 級及び 3 級																															
ぼうこう又は直腸の機能障害	1 級及び 3 級																															
小腸機能障害	1 級及び 3 級																															
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1 級から 3 級までの各級																															
肝臓機能障害	1 級から 3 級までの各級																															
(知的障害者)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>知的障害者</td><td>A、A1 及び A2</td></tr> </table>		知的障害者	A、A1 及び A2																												
知的障害者	A、A1 及び A2																															
(精神障害者)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>精神障害者</td><td>1 級</td></tr> </table>		精神障害者	1 級																												
精神障害者	1 級																															